

# 安倍昭恵氏継承後の晋和会のお金

## ① 晋和会への資金移動(R4年)

**1億8,767万円**

(7) 寄附の内訳			
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日
1	●●●●●●●●●●	1,000,000	
2	自由民主党山口県第四選挙区支部	56,743,022	R4/7/27
3	東京政経研究会	50,000,000	R4/7/27
4	自由民主党山口県第四選挙区支部	80,000,000	R4/7/28
5	自由民主党山口県第四選挙区支部	270,193	R4/10/19
6	自由民主党山口県第四選挙区支部	300,000	R4/12/22
7	山口晋友会	12,220	R4/12/23
8	山口政経研究会	340,000	R4/12/23
9	安倍晋三後援会	7,054	R4/12/23



## ② 更に、R5に山口県第四選挙区支部から

**2,704万円**

(その15)				
(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)
1	寄附金	27,035,087	R5/1/31	晋和会

晋和会への資金移動(合計):

**2億1,471万円**

### ○ 晋和会のその他の収入 (R4)

- ・パーティー券 : 約7,000万円
- ・朝食会 : 約300万円
- ・個人献金 : 340万円
- ・前年からの繰越 : 約5,200万円

合計: **約3.4億円**

(相続税・譲与税は非課税)

# 宮下家 創平氏→一郎氏 お金の流れ

## ○創風会

	代表者	できごと
H14	N氏	創平氏パーティーを事業収入に計上(3,046万円)
H15	N氏	創平氏パーティーを事業収入に計上(2,834万円)
H15		創平氏・引退宣言(8月)、一郎氏・初当選(10月)
H15→16年の繰越金： <b>2,125万</b> ・・・①		
H16	N氏	一郎氏パーティーを事業収入に計上(2,078万円)
H20	N氏	一郎氏の国会議員関係政治団体として届出
H25	N氏→一郎氏	代表者を一郎氏に変更するととも住所を変更

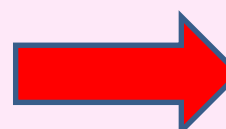
## ○創和会

- ・一郎氏、平成15年に「創和会」の代表として設立届提出
- ・H15年の創和会の収入は、個人献金と会費のみ
- ・H16年の創和会の収入に「宮下**創平**後援会」から**1,451万円**の寄付・・・②

## ○自由民主党長野県第五選挙区支部(H15に代表を**創平氏**→**一郎氏**に変更)

- ・H15→H16繰越額：**709万円**・・・③

※実質的に相続税非課税

 **合計** (① + ② + ③) : **4,285万円**

出所：『官報』号外214号H15.9.12;号外203号,H16.9.10;号外223号H17.9.30,政治団体名簿(平成16年版)、『官報』号外38号,H21.2.27;号外39号,H26.2.27;長野県報1574号,H16.7.12;平成16年分政治団体の収支報告書(長野県報平成17年11月25日号外別冊)をもとに蓮舫事務所作成

# 自民党 ある3世議員への父からの支援

## ○ A議員の資金管理団体の収支報告書

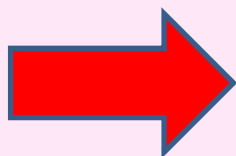
(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		
寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
父の政治団体	30,000,000	29 10 25	東京都港区	父	

父の政治団体→息子の政治団体に **3,000万円**の寄付・・・①  
 ※初当選3日後

## ○ A議員の政党支部(自由民主党B県第○総支部)

年	代表者	できごと
H28	父親(衆院議員)	
H29	父親→A氏	9.28総支部代表者変更
	A氏	10.22 A氏 初当選

父から継承した政党支部の繰越収入(平成29→30年) : **4,816万円**・・・②



合計(① + ②) : **7,816万円**

出所：政治資金収支報告書・X会(平成29年分)、「B県報」2988号,2018.8.24及び政治団体の収支報告書の要旨(平成30年分・B県報号外28号別冊)をもとに蓮舫事務所作成

# 自見大臣 父親への資金還流？

○平成28年：500万円

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分			8. 寄附・交付金
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	寄附金
1	寄附金	5,000,000	H28/3/9	庄政会	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町506号	

○令和3年：400万円

2	寄附金	2,000,000	R3/4/30	庄政会	北九州市小倉北区馬借2-7-28-2F	
3	寄附金	2,000,000	R3/9/30	庄政会	北九州市小倉北区馬借2-7-28-2F	

○令和4年：450万円

2	寄附金	3,500,000	R4/8/13	庄政会	福岡県北九州市小倉北区馬借2-7-28-2F	
3	寄附金	1,000,000	R4/9/21	庄政会	福岡県北九州市小倉北区馬借2-7-28-2F	

普通の人 が贈与を受けたら・・・

合計：1,350万円



贈与税額：129.5万円  
(試算)

出所：政治資金収支報告書・ひまわり会(平成28年、令和3年、令和4年)及び財務省HP(贈与税に関する資料)をもとに蓮舫事務所作成

令和5年12月8日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 蓮舫

資料4(パネル)

# 岸田総理の団体 2022年の収入

- 新政治経済研究会 : 3億1,416万円  
※うち、パーティー収入：1億5,510万円
- 岸田文雄後援会 : 3,905万円
- 自由民主党広島県第一選挙区支部 : 1億 112万円

令和4年の収入  
合計：**4.2億円**  
※団体間の資金移動分除く

# 政治資金規正法の一部を改正する法律案【概要】

## (国会議員に係る政治資金の世襲の制限)

### 1 政治団体の代表者の異動の制限

国会議員（候補者及び候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が引退したとき（引退表明をしたときを含む。）又は死亡したときに、国会議員関係政治団体（※1）の代表者を配偶者又は三親等内の親族（※2）に引き継ぐことを禁止する。

#### ※1 国会議員関係政治団体

- ・ 国会議員が代表者である資金管理団体その他の政治団体
- ・ 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（いわゆる後援会等）
- ・ 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員が代表者である支部（いわゆる選挙区支部）

#### ※2 三親等内の親族

- ・ 自己又は配偶者の子・孫・曾孫、兄弟姉妹、甥・姪（これらの配偶者も含む。）
- ・ “ ” の父母、伯叔父母、祖父母、曾祖父母

### 2 政治団体の寄附の制限

- 国会議員関係政治団体が、以下のA・B・C①に寄附することを禁止する。
- あわせて、国会議員関係政治団体でなくなった後10年を経過していない政治団体が、以下のA・B・C②に寄附することを禁止する。

A : 当該国会議員の配偶者又は三親等内の親族個人

B : 上記Aの国会議員関係政治団体

C①: 引退表明した当該国会議員（現職）本人

C②: 引退した当該国会議員本人

【施行期日】 公布後1月を経過した日